

4 騒音・振動防止対策

(1) 工場等の規制基準

ア 騒音

(ア) 騒音規制法

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

(昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号、最終改正 令和 2 年 3 月 30 日環境省告示第 35 号)

騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定

(平成 10 年 3 月 13 日豊田市告示第 62 号、最終改正 平成 30 年 6 月 26 日豊田市告示第 301 号)

表 4-12-1 特定工場等における騒音の規制基準

(単位：dB)

	昼間	朝	夕	夜間
	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午後 9 時から 翌日午前 6 時まで
第 1 種区域	45	40		40
第 2 種区域	50	45		40
第 3 種区域	60	55		50
第 4 種区域	65	60		55

第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域

第 2 種区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

第 4 種区域：工業地域

【備考】

第 3 種区域内(近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の各地域内においては、昼間、朝、夕及び夜間のうち午後 9 時から午後 10 時までの時間区分、都市計画区域で用途地域の定められていない地域においては夕のうち午後 6 時から午後 7 時まで及び夜間のうち午後 9 時から午後 10 時までの時間区分を除く。)に所在する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する

特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準値は、上の表に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

(イ) 県民の生活環境の保全等に関する条例（騒音）

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号、最終改正 令和 2 年 3 月 30 日環境省告示第 35 号）

県民の生活環境の保全等に関する条例

（平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号、最終改正令和 7 年 3 月 25 日条例第 1 号）

表 4-12-2 特定工場等における騒音の規制基準

（単位：dB）

地域の区分	昼間	朝	夕	夜間
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで	午後 7 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日午前 6 時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	45	40		40
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	50	45		40
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60		50
工業地域	70	65		60
工業専用地域	75	75		70
その他の地域	60	55		50

【備考】

ア 上の表に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域又はその他の地域の区域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。

イ 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地

域内へ 50 メートルの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする（アの適用を受ける区域を除く。）。

イ 振動

（ア）振動規制法

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

（昭和 51 年 11 月 10 日環境庁告示第 90 号、最終改正 平成 27 年 4 月 20 日環境省告示第 65 号）

振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定

（平成 10 年 3 月 13 日豊田市告示第 63 号、最終改正 平成 30 年 6 月 26 日豊田市告示第 302 号）

表 4-13-1 特定工場等における振動の規制基準

（単位：dB）

		昼 間	夜 間
		午前 7 時から 午後 8 時まで	午後 8 時から 翌日午前 7 時まで
第 1 種区域	1	60	55
	2	65	55
第 2 種区域	1	65	60
	2	70	65

第 1 種区域 1：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域

2：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

第 2 種区域 1：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

2：工業地域

【備考】

ア 工業地域のうち、学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。

イ 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域の当該接する境界線から当該工業域内へ 50 メートルの範囲内（備考アの適用を受ける区域を除く。）における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。

(イ) 県民の生活環境の保全等に関する条例（振動）

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

（昭和 51 年 11 月 10 日環境庁告示第 90 号、最終改正 平成 27 年 4 月 20 日環境省告示第 65 号）

県民の生活環境の保全等に関する条例

（平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号、最終改正令和 7 年 3 月 25 日条例第 1 号）

表 4-13-2 特定工場等における振動の規制基準

（単位：dB）

地域の区分	昼 間	夜 間
	午前 7 時から 午後 8 時まで	午後 8 時から 翌日午前 7 時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	60	55
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
工業地域	70	65
工業専用地域	75	70
その他の地域	65	60

【備考】

ア 工業地域又は工業専用地域のうち、学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。

イ 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ 50 メートルの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする（アの適用を受ける区域を除く。）。

(2) 届 出

ア 特定工場等

【根 拠】

- ・騒音規制法第6条、第7条、第8条、第10条、第11条
- ・県民の生活環境の保全等に関する条例

第7条第2項、第8条第2項、第9条第2項、第13条第2項、第14条第3項

- ・振動規制法第6条、第7条、第8条、第10条、第11条

【届出件数】

表4-14 騒音・振動関係届出件数（令和7年度）

	法律		県条例		合計
	騒音規制法	振動規制法	騒音	振動	
設置	11	6	13	15	45
使用	0	0	0	1	1
使用全廃	2	1	6	8	17
数変更	8	19	14	16	57
防止の方法変更	0	0	0	0	0
使用の方法変更		0			0
氏名等変更	48	28	78	99	253
承継	2	2	5	5	14
合計	71	56	116	144	387

	法律		県条例		合計
	騒音規制法	振動規制法	騒音	振動	
みなし廃止	0	0	4	2	6
施設の修正	0	0	1	0	1
合計	0	0	5	2	7

【該当施設数】

表 4-15-1 騒音規制法に係る特定施設数

施 設 名	特定施設数
1 金 属 加 工 機 械	2,615
2 空 気 圧 縮 機 及 び 送 風 機	3,222
3 土石又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機	183
4 織 機	17
5 建 設 用 資 材 製 造 機 械	28
6 穀 物 用 製 粉 機	2
7 木 材 加 工 機 械	106
8 抄 紙 機	1
9 印 刷 機 械	108
10 合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機	1,062
11 鋳 型 造 型 機	6
計	7,350
昨年度合計	7,264

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

表 4-15-2 振動規制法に係る特定施設数

施 設 名	特定施設数
1 金 属 加 工 機 械	2,864
2 圧 縮 機	1,572
3 土石又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機	199
4 織 機	3
5 コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク マ シ ン	9
6 木 材 加 工 機 械	3
7 印 刷 機 械	57
8 ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	2
9 合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機	1,189
10 鋳 型 造 型 機	6
計	5,904
昨年度合計	5,855

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

表 4-16-1 県民の生活環境の保全等に関する条例に係る騒音発生施設数

施 設 名	特定施設数
1 金 属 加 工 機 械	4,732
2 空 気 圧 縮 機 及 び 冷 凍 機	11,581
3 土石又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機	149
4 織 機	3
5 建 設 用 資 材 製 造 機 械	7
6 穀 物 用 製 粉 機	0
7 木 材 加 工 機 械	45
8 抄 紙 機	0
9 印 刷 機 械	41
10 合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機	507
11 鑄 型 造 型 機	16
12 ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	358
13 送 風 機 及 び 排 風 機	8,819
14 走 行 ク レ ー ン	880
15 洗 び ん 機	0
16 真 空 ポ ン プ	200
計	27,338
昨年度合計	26,981

(令和8年3月31日現在)

表 4-16-2 県民の生活環境の保全等に関する条例に係る振動発生施設数

施 設 名	特定施設数
1 金 属 加 工 機 械	3,152
2 圧 縮 機 及 び 冷 凍 機	12,815
3 土石又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機	111
4 織 機	3
5 コンクリートブロックマシン	0
6 木 材 加 工 機 械	2
7 印 刷 機 械	26
8 ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	73
9 合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機	507
10 鋳 型 造 型 機	16
11 穀 物 用 製 粉 機	0
12 ティーセブルエンジン及びガソリンエンジン	348
13 送 風 機 及 び 排 風 機	9,962
計	27,015
昨年度合計	26,818

(令和8年3月31日現在)

【該当事業所数】

表 4-17 騒音・振動関係事業所数

	事業所数
騒音規制法	862
振動規制法	681
県条例（騒音）	1,044
県条例（振動）	1,146

(令和8年3月31日現在)

イ 特定建設作業

【根 拠】

- ・騒音規制法第14条
- ・振動規制法第14条
- ・県民の生活環境の保全等に関する条例第46条

【届出件数】

表 4-18 特定建設作業届出件数（令和 7 年度）

窓口	電子	合計
775	1,085	1,860

表 4-19-1 特定建設作業別届出件数（騒音関係）（令和 7 年度）

特定建設作業の種類	法	条例
1 くい打機などを使用する作業	67	3
2 びょう打機を使用する作業	2	0
3 さく岩機を使用する作業	801	9
4 空気圧縮機を使用する作業	155	3
5 コンクリートプラントなどを設けて行う作業	16	0
6 バックホウを使用する作業	60	
7 トラクターショベルを使用する作業	13	
8 ブルドーザーを使用する作業	22	
9 鉄筋コンクリート造などの建造物を解体、破壊する作業		228
10 コンクリートミキサーを用いる作業など		575
11 コンクリートカッターを使用する作業		508
12 ブルトーザーなどを用いる整地、掘削の作業		1,741
13 ロードローラーなどを使用する作業		715
合 計	1,136	3,782

表 4-19-2 特定建設作業別届出件数（振動関係）（令和 7 年度）

特定建設作業の種類		法	条例
1	くい打機などを使用する作業	82	2
2	鋼球を使用して建築物などを破壊する作業	0	0
3	舗装版破碎機を使用する作業	21	0
4	ブレーカーを使用する作業	769	11
合 計		872	13

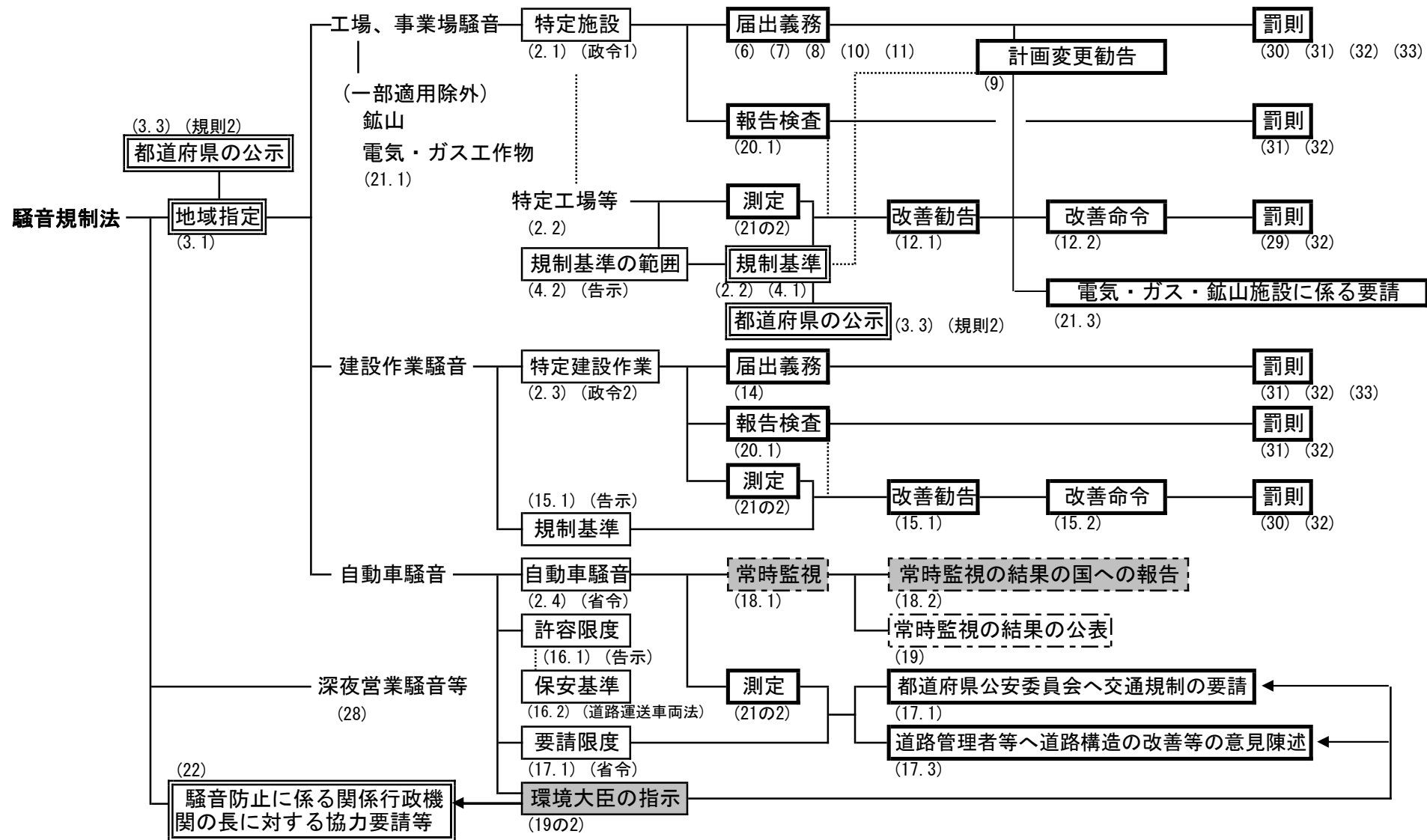
【参考資料】

表 4-20 騒音規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例（騒音関係）に係る届出

	届出の種類	根拠条文		届出の時期
		法律	条例	
1	設置の届出	6 条 1 項	7 条 2 項	設置の工事開始日の 30 日前まで
2	使用の届出	7 条 1 項	8 条 2 項	規制対象地域となった日、又は規制対象施設となった日から 30 日以内
3	施設の数等の変更の届出	8 条 1 項	9 条 2 項	変更に係る工事の開始の日の 30 日前まで
4	防止の方法の変更の届出			
5	氏名の変更等の届出	10 条	13 条 2 項	変更の日から 30 日以内
6	施設使用全廃の届出			廃止した日から 30 日以内
7	承継の届出	11 条 3 項	14 条 3 項	承継があった日から 30 日以内

表 4-21 振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例（振動関係）に係る届出

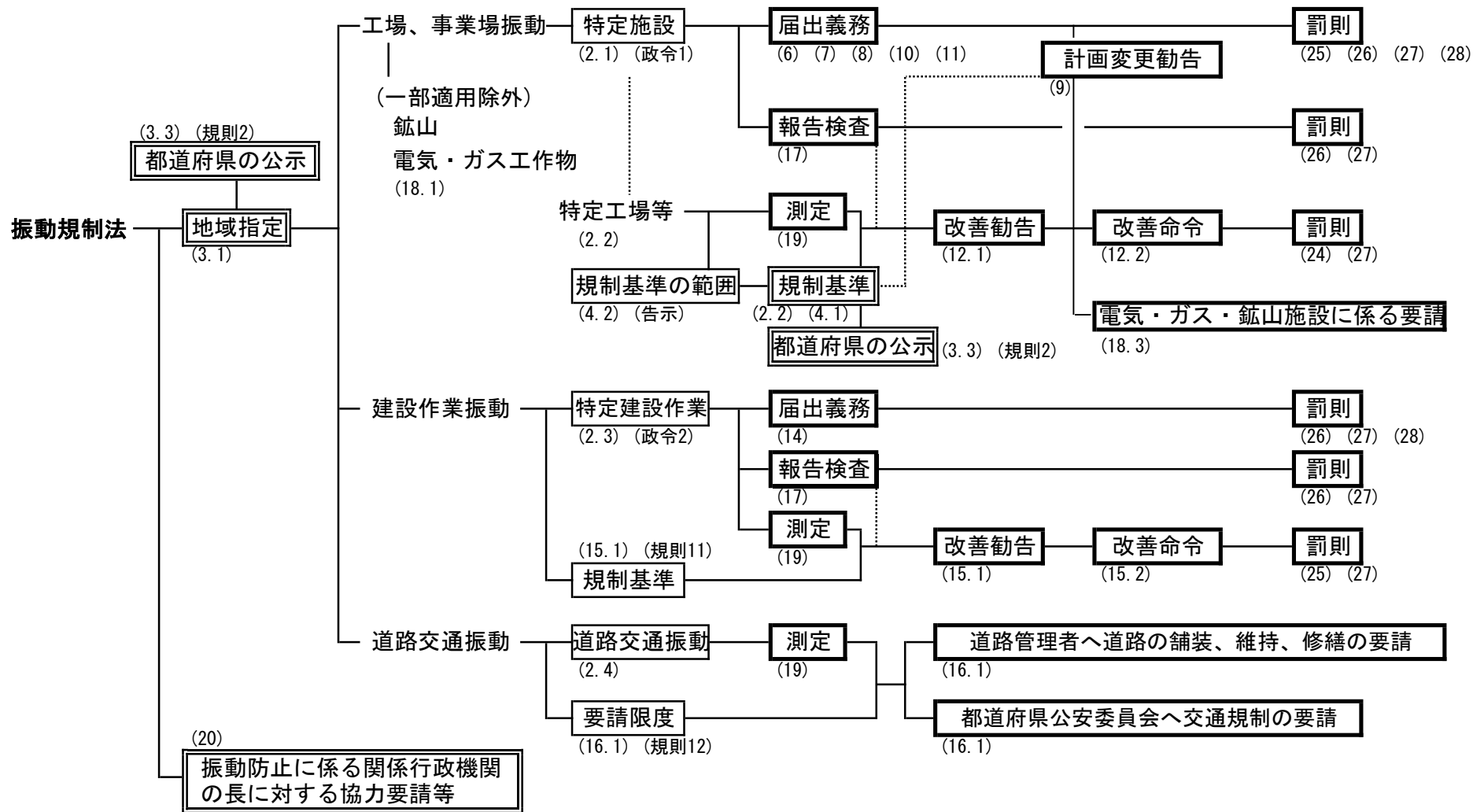
	届出の種類	根拠条文		届出の時期
		法律	条例	
1	設置の届出	6 条 1 項	7 条 2 項	設置の工事開始日の 30 日前まで
2	使用の届出	7 条 1 項	8 条 2 項	規制対象地域となった日、又は規制対象施設となった日から 30 日以内
3	施設の数等の変更の届出	8 条 1 項	9 条 2 項	変更に係る工事の開始の日の 30 日前まで
4	施設の使用の方法の変更の届出		—	
5	防止の方法の変更の届出		9 条 2 項	
6	氏名の変更等の届出	10 条	13 条 2 項	変更の日から 30 日以内
7	施設使用全廃の届出			廃止した日から 30 日以内
8	承継の届出	11 条 3 項	14 条 3 項	承継があった日から 30 日以内



: 国が行う事務
 : 都道府県、指定都市、中核市、特例市及び特別区並びにその他の政令で定める市町村の長が行う事務
 : 法定受託事務

: 都道府県、指定都市、中核市、特例市
 : 市町村(特別区の区長を含む)が行う事務
 : 国が関与する事務

図 4-5 騒音規制法体系図



□ : 国が行う事務

□ : 都道府県、指定都市、中核市、特例市
及び特別区の長が行う事務

□ : 市町村(特別区の区長を含む)が行う事務

図 4-6 振動規制法体系図